



接続約款変更認可申請書

西設相制第 7 号
平成28年5月18日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

- 料金表
 第1表 接続料金
 第1 網使用料
 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)~(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,494 円	_____
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,851 円	

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	386,667 円	_____

- 料金表
 第1表 接続料金
 第1 網使用料
 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)~(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,992 円	_____
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,065 円	

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	376,667 円	_____

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	108,485円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	142,807円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	168,022円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	188,466円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	205,874円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,113円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	235,485円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	248,123円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,326円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	271,229円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	357,701円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	420,754円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	472,097円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	516,501円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	555,700円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	590,996円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	623,690円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	653,782円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	682,138円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	902,820円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,064,952円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,197,592円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,312,451円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,415,166円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,508,340円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,594,141円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,674,303円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,749,695円		

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	96,130円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	126,261円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	148,191円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	165,825円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	180,725円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	194,063円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	206,229円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	217,615円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	227,828円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	237,261円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	311,671円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	365,774円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	409,723円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	447,423円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	481,218円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	511,498円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	539,045円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	565,029円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	589,061円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	776,658円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	914,266円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,027,272円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,124,656円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,211,495円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,290,915円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,363,696円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,431,790円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,495,979円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イ ー サ ネ ッ ト フ レ ー ム 伝 送 機 能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	193,713円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	255,076円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,186円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	336,783円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	367,962円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	395,271円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	421,032円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	443,697円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	465,588円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	485,157円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	640,603円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	754,255円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	847,010円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	927,380円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	998,464円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,062,581円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,122,055円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,176,885円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,228,619円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,633,734円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,934,364円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,182,363円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,398,629円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,593,225円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,770,793円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,935,203円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,089,552円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,235,387円		

2-7~2-12 (略)

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イ ー サ ネ ッ ト フ レ ー ム 伝 送 機 能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	186,471円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	244,976円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	287,579円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	321,853円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	350,826円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	376,771円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	400,444円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	422,603円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	442,490円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	460,863円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	605,974円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	711,710円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	797,760円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	871,694円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	938,056円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	997,603円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,051,850円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,103,068円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,150,500円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,522,598円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,797,774円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,025,247円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,222,432円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,399,172円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,561,526円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,711,007円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,851,402円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,984,224円		

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,495,934円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	4,770,833円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機 接続ルーティ ング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.77285円	_____
		1秒ごとに	0.011303円	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,382,496円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	3,875,000円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機 接続ルーティ ング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.66978円	_____
		1秒ごとに	0.0096497円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成28年4月1日に遡及して適用します。